

議会受付番号	鎌議第 1580 号
質問者	上畠 寛弘 議員
答弁する者	市長（総務部管財課） 管財課長

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

旧 901 号室への対応から鑑みた市長と瀧澤副市長の職員労組に甘く厚遇し、市民を冷遇する腐敗した鎌倉市役所の体制について

2 質問の要旨

- 1 鎌倉市民が民間において住宅を賃借契約し、その期限が満了した場合、通常、賃借人は何時までに退去することが社会的な常識と捉えるか。市長の見解は如何か。
- 2 管財課等では使用期限以降にも関わらず、引っ越しの為の期間を 2 週間から 3 週間設けるということは事実なのか。
- 3 使用期限が平成 27 年 10 月 31 日であれば、その日を以て退去するのか。
民間というよりも社会常識ではないか。管財課長ではなく市長の見解は如何。

以上について誠意をもって答弁せよ。尚参与番号を持つ課長らには、本会議にて直に質問を検討していること。担当する副市長の辞職勧告決議も検討していることをふまえて速やかに答弁せよ。

3 答弁

- 1 契約書に定めるとおりと考えます。
行政財産の目的外使用は、契約行為ではなく、行政処分であることから、住宅等の一般的な契約との比較はなじまないと考えます。
- 2 移転先について協議が整っていないなか、移転先について合意が得られた場合、その移転先の状況によっては、移転準備に要する期間として、ある一定の期間を設ける必要があるとの考えから、管財課長の私見として 2 週間から 3 週間と答弁したものです。
- 3 使用期限は 10 月 31 日までとなっていますが、鎌倉市公有財産規則により原状に復する期間として市長が返還期日を指定することができます。